

試験内容

小論文
外国語(英語)
面接

※ 可否は書類選考、小論文、外国語(英語)及び面接の結果を総合的に判定します。
修得した単位については個別に審査し認定します。

受験上の注意

- 1 持参するもの
 - ① 受験票 試験当日必ず持参してください。紛失または忘れた場合、直ちに事故係に申し出てください。
 - ② 筆記用具 HBの黒鉛筆、プラスチック製の消しゴム、黒のペンまたはボールペン
 - ③ 時計 試験室に時計はありません。アラーム機能付の時計や携帯電話等は使用できません。試験中は携帯電話等の電源は切ってください。
 - ④ 昼食 試験場外へは出られませんので、各自持参してください。
- 2 受験に関する事故(遅刻等)は係員に申し出てください。試験当日の遅刻は試験開始後、20分まで認めます。
- 3 出願書類の記載内容が事実と反する場合は、合格・編入学許可を取り消す場合があります。
- 4 短期大学(部)等の卒業・修了要件を満たすことができない場合や、大学に1年以上在学し、30単位以上修得できない場合は、編入学手続を完了しても編入学許可を取り消します。

合格発表

- 1

第1期	令和5年12月1日(金) 13時
第2期	令和6年2月27日(火) 13時

合格者には、学内掲示による合格発表と同時に「合格通知書」及び「入学手続書類等」を速達で郵送します。
- 2 可否に関して、直接本学部教務課(入試係)への電話等による問い合わせには応じません。

入学手続

期 限	第1期	令和5年12月12日(火)	※二段階手続締切日は令和6年3月18日(月)
	第2期	令和6年 3月18日(月)	※第2期は一括手続のみとなります。

「編入学・転部手続要項」に従い、締切日までに必要書類を提出し(郵送必着)、所定の納入金を納入してください。

納入金一覧

	前期分(編入学時)	後期分(9月)	年 額
入 学 金	260,000 円	— 円	260,000 円
授 業 料	445,000 円	445,000 円	890,000 円
施 設 備 資 金	100,000 円	100,000 円	200,000 円
小 計	805,000 円	545,000 円	1,350,000 円
後 援 会 費	15,000 円	15,000 円	30,000 円
校友会費(準会員)	10,000 円	— 円	10,000 円
小 計	25,000 円	15,000 円	40,000 円
計	830,000 円	560,000 円	1,390,000 円

授業料等の返還について

入学手続完了後(入学時納入金を全額納入した後)に、やむをえない理由によって本学への入学を辞退する場合は、電話により本学が指定した日時(※)までに申し出てください。

申し出を受理しますと、「入学辞退願」を本学から送付いたしますので、必要事項を記入の上、既送の「入学許可書」と併せて速やかに返送してください。

手続終了後、入学金を除く入学時納入金(諸会費等を含む)は返還いたします。ただし、いったん提出された入学手続書類及び入学金は返還いたしません。

なお、本学が指定した日時(※)以降に申し出があった場合は、入学手続書類及び入学金を含む入学時納入金は返還いたしません。(日本大学学生生徒等総合保障制度については、保険約款の定めるところによります。詳細は本制度の保険代理店である日本大学キャンパスサポートオフィス<03-5275-8008>にお問い合わせください。)

※本学が指定した日時につきましては、「編入学・転部手続要項」に記載し通知いたします。

- 《注意》
- ① 入学辞退の申し出を本学が受理した後の辞退の取り消しは認めません。
 - ② 「入学辞退願」が提出されない場合、入学金を除く入学時納入金の返還手続ができませんので、必ず提出してください。

個人情報の保護について

日本大学(短期大学部を含む)では、出願書類にご記入いただきました志願者の氏名・住所等の個人情報は、編入学試験の出願受付、実施、合格発表、さらには編入学に至る一連の手続と、日本大学で学生生活を始めるに当たって必要となる書類・お知らせ等の送付及び編入学者データの統計処理のために使用いたします。

なお、日本大学はこれらの業務の一部を業者に委託する場合があります。この場合、日本大学及び当該業務の委託を受けた業者は、上記利用目的の達成に必要な範囲を超えて志願者の個人情報を利用することはありません。

出願書類提出先

日本大学国際関係学部教務課(入試係)
〒411-8555 静岡県三島市文教町2-31-145
TEL 055-980-0821(入試係直通) URL <https://www.ir.nihon-u.ac.jp/>

※受験に際し、病気・負傷や障がい等のために、受験上の配慮を希望される場合は、申請(医師の診断書等をご提出いただきます)に基づき、病気・負傷や障がい等の程度に応じた措置を講じます。

申請する場合は、出願前のできるだけ早い時期に、必ずお問い合わせください。